

議案第8号

令和5年度魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度魚沼市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管布設替工事	令和5年度から 令和6年度まで	千円 44,300

令和6年2月20日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳 損益勘定留保資金
		期 間	金 額	期 間	金 額	
水道管布設替工事	千円 44,300	—	千円 —	令和6年度	千円 44,300	千円 44,300